

# 令和7年度 交通安全の指導について

## 交通安全担当

本校では、一昨年度も小さな事故が起きています。また、近年、交通マナーが悪く警察や地域の方からの苦情も出ています。通学路が狭く、工事車両等の通行も多いことから安全意識向上、ルール・マナーの指導を徹底していきたいと思えます。自分の命は自分で守る努力をしましょう。

### 1 自転車通学の許可基準

①原則的に芝川中学校より2キロメートルを越す範囲に住んでいる生徒

めやす：北側…芝川橋（大久保）から北側の久保地区・西山地区

南側…内房橋（尾崎）から西側の尾崎・内房地区

西側…上長貫地区

※①または②の許可基準を満たす生徒で、下記3の自転車通学のルールを守ることのできる生徒

③整備がしっかりなされている自転車に乗る。TSマークのある自転車であること。証明書提出。

### 2 通学許可の流れ

4月9日（水）…自転車通学に該当する生徒を集め、指導。自転車通学許可願を配布

（1年生：帰りの会終了後15分程度 2・3年生：昼休み）

～4月16日（水）…自転車通学許可願、自転車保険加入者証明コピー・鑑札代（200円）を提出。

※鑑札代は1年生のみ

※新1年生は、4月16日（水）に自転車点検を行い、自転車通学を許可する。→最短

※鑑札は1年入学時に発行し、毎年発行し直すことはしない。年度途中から自転車通学になる、自転車を変える、鑑札を紛失した等の場合のみ、新たに発行することにする。ただし、許可願は毎年度始めに提出させ、鑑札番号を確認する。

### 3 自転車通学のルールについて

①交通ルールを守り、安全運転をする。

②ヘルメットは必ず着用し、あご紐をしっかりする。（頭部を保護できる安全性の高いものを使用）

③二人乗りや傘をさしての運転など、危険な乗り方はしない。（雨天時はかっぱを着用する）

④安全性の高い自転車を使用すること。ブレーキ、ライト、ハンドル等の整備・点検をしっかり行う。また、自転車の改造は行わない。（生活安全委員会による自転車点検も実施していく）TSマーク確認、TSでなくても保険に絶対に加入する。

⑤自転車には、鑑札を貼り、記名する。

⑥所定の場所に整頓して駐輪する。

⑦学校西側の坂道（芝富小～郵便局）および校内は危険を避けるため、乗車しない。

### 4 ルール違反があった場合

①違反行為を見つけた教師は必ずその場で指導し、学級担任に報告する。

②学級担任は交通安全担当または各学年生徒指導担当に報告し、三者でペナルティを決定する。

（部活動の顧問にも入っていただくとさらによいと思えます。）

③交通安全担当より生徒に指導を行い、処分を伝える。

※自転車通学禁止や許可取り消しといった重いペナルティを科す場合には、学級担任より家庭連絡をお願いします。

④指導後の見届けや事後指導をよろしくをお願いします。